（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　森林づくり　森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、町及び森林所有者並びに町民をはじめとする受益者が協働により、森林の整備及び保全を図ることをいう。

（２）　森林の多面的機能　水源のかん養、町土の保全、温泉源の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

（３）　森林所有者　町内に所在する森林の所有者をいう。

（４）　受益者　町民をはじめとする森林の恵みを享受するすべてのもの又は森林の恵みを活用し事業を営むものをいう。

（基本理念）

第３条　森林づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるよう、環境に配慮した長期的な展望を持ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

２　森林づくりは、町及び森林所有者並びに町民をはじめとする受益者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

３　森林づくりは、森林がその多面的機能により広く町民に恵みをもたらしていることを考慮し、町民の主体的な参画により推進されなければならない。

（町の責務）

第４条　町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的な方針（以下「森林づくり基本方針」という。）を定め総合的な施策を実施するものとする。

２　森林づくり基本方針は、次に掲げる事項とする。

（１）　森林の整備及び保全に関する事項

（２）　環境に配慮した森林施業等に関する事項

（３）　町民をはじめとする受益者との協働による森林づくりに関する事項

（４）　その他森林づくりを推進するために必要な事項

３　町は、森林づくりに関する施策を推進するに当たっては、国、県、森林所有者等との連携を図らなければならない。

（森林所有者の責務）

第５条　森林所有者は、自らが所有する森林の状況を理解し、所有する森林について、基本理念にのっとり、森林の多面的機能が確保されるよう森林の整備及び保全に努めなければならない。

２　森林所有者は、前項に定める森林の整備を行う場合は、町の森林整備計画を遵守しなければならない。

３　森林所有者は、町が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（町民をはじめとする受益者の役割）

【第２条（定義）】

本条では、この条例の中で使用される用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語について定義しています。

第１号「森林づくり」について

森林が持つ多面的な機能を持続的に発揮していくためには、町や森林所有者だけでなく、森林の恵みを享受するすべてのものが、協働により森林の整備・保全を考えていかなければなりません。

第２号「森林の多面的機能」について

森林は、数多くの機能を同時に保有あるいは提供して、人間の生活に多面的な効用を発揮しています。

森林の機能には大別して木材生産機能と環境保全機能があり、環境保全機能には各種の水土保全機能、防風機能など災害を防止する各種の機能や大気浄化機能、防音機能、気象緩和機能、保健休養機能などの生活環境を改善する機能、また地球環境に係る炭素固定機能などがあります。

これらの各種機能はそれぞれ特定の森林だけにあるものではなく、どの森林もほとんどすべての機能を兼ね備えており、このような機能を森林の多面的機能といいます。

第３号「森林所有者」について

町内に所在する森林の所有者とは、土地の所有の有無に関係なく、その土地の上に木竹を所有し、育成できるもの（個人や会社などの法人を含む）をいい、町外在住の所有者も含みます。

第４号「受益者」について

町民や観光客、ハイカーなど森林の恵みを享受するすべてのものと、その恵みを活用し町内で事業活動を行うすべてのものをいいます。

【第３条（基本理念）】

本条では、森林づくりをどのように認識し、推進していくかを明確にするために設けています。

【第４条（町の責務）】

本条では、町の取組について責任と果たすべき務めを示しています。

第１項では、基本理念に基づいた基本方針として、今後の森林整備に関する施策が実施されることを定めています。

第２項では、森林の有する多面的な機能と地域の性質を生かした林業への取組を実施し、森林の管理育成を図るなど、適正な森林の整備及び保全に関する事項について定めています。

【第５条（森林所有者の責務）】

本条は、森林のもたらすさまざまな恵みは、森林所有者だけのものではなく、多くのものにとって多大な影響を及ぼすものであることから、森林所有者の責務を明確にするために設けています。

第１項では、町は森林所有者に、自らの有する森林の整備が森林地域の住民だけでなく、すべてのものに影響をもたらすことを自覚し、所有する森林の状況を